

**地域のニーズや特性に適した
環境保全型低炭素社会の構築を目指し、
地熱・地中熱等の有効活用を支援します**

～「地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業」
のご紹介です～

高温の温泉や、温かいまま捨てられる排湯を有効活用したい。温泉付随ガスや地中熱をエネルギーとして利用したい。これらの利活用に向けた計画を立てたい。



地方自治体、
民間団体等

- ①地熱・地中熱等利用事業の計画策定
②温泉熱多段階利用のための調査
③温泉発電設備の設置
④温泉の熱利用や温泉付随ガスによる設備の導入
⑤地中熱利用による設備の導入
の支援を実施します。

お問い合わせ先:環境省地球環境局地球温暖化対策課

03-5521-8339(①、③の事業)

自然環境局自然環境整備担当参事官室

03-5521-8280(①、②、④の事業)

水・大気環境局地下水・地盤環境室

03-5521-8308(①、⑤の事業)

●地熱・地中熱等の利用による 低炭素社会推進事業

- (1)地熱・地中熱利用事業の事業化計画策定
- (2)温泉熱多段階利用推進調査
- (3)温泉発電設備の設置の支援
- (4)ヒートポンプによる温泉熱の熱利用の支援
- (5)温泉付随ガスの熱利用の支援
- (6)温泉付随ガスのコージェネレーションの設置の支援
- (7)地中熱利用ヒートポンプの効率的な運転の維持等を行うためのモニタリング機器設置支援
- (8)地中熱利用システムの設置支援

対象者: 地方自治体、民間団体等

補助率:

(1)地方公共団体: 定額(上限1,000万円)、民間団体: 2/3

(2)都道府県: 定額(上限2,000万円)

(3)、(5)、(6)、(8)

地方公共団体: 政令市未満2/3、左記以外1/2

民間団体: 1/2

(4)地方公共団体: 政令市未満2/3、左記以外1/2

民間団体: 1/3

(7)定額(周辺観測用井戸あり上限400万円、井戸なし上限300万円)

期間: 1年

